

令和6年第7回（12月）出雲崎町議会定例会会議録

議事日程（第3号）

令和6年12月13日（金曜日）午前9時30分開議

- 第 1 陳情第10号 年金積立金を活用して安心して生活できる公的年金を求める陳情
- 第 2 議案第85号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 3 議案第86号 出雲崎町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 4 議案第87号 出雲崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第88号 令和6年度出雲崎町一般会計補正予算（第9号）について
- 第 6 議案第89号 令和6年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第 7 議案第90号 令和6年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第 8 議案第91号 令和6年度出雲崎町簡易水道事業会計補正予算（第3号）について
- 第 9 議案第92号 令和6年度出雲崎町下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第10 発委第 5号 出雲崎町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 発委第 6号 年金積立金を活用して安心して生活できる公的年金を求める意見書
- 第12 議員派遣の件
- 第13 委員会の閉会中継続審査及び継続調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	小林玲子	2番	高橋速円
3番	三輪正	4番	高桑佳子
5番	宮下孝幸	6番	石川豊
7番	中田孝信	8番	島明日香
9番	加藤修三	10番	中野勝正

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	仙海直樹
副町長	山田正志
教育長	曾根乗知
会計管理者	前田研
総務課長	権田孝夫
町民課長	相澤修一
保健福祉課長	金泉修一
こども未来室長	寺尾勉
産業観光課長	内藤良治
建設課長	小崎一博
教育課長	吉岡育子
建設課参事	日山正春
総務課参事	大谷博章
こども未来室参事	星野昌子

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	権頭昇
書記	山田祥汰

◎開議の宣告

○議長（中野勝正） これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎議事日程の報告

○議長（中野勝正） 本日の議事日程はお手元に配付いたしましたとおりです。よろしくご協力願います。

◎陳情第10号 年金積立金を活用して安心して生活できる公的年金を求める陳情

○議長（中野勝正） 日程第1、陳情第10号 年金積立金を活用して安心して生活できる公的年金を求める陳情の採択についてを議題とします。

ただいま議題としました陳情第10号は、社会産業常任委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について社会産業常任委員長の報告を求めます。

社会産業常任委員長、8番、島明日香議員。

○社会産業常任委員長（島 明日香） 社会産業常任委員長報告を申し上げます。

12月10日の本会議において本委員会に付託されました陳情第10号について審査を終了いたしましたので、その経過と結果をご報告いたします。

去る12月11日の午前9時30分より役場議員控室において、委員全員が出席し、委員会を開きました。

その審査結果については、お手元に配付いたしました報告書のとおりですが、その経過についてご報告いたします。

陳情第10号 年金積立金を活用して安心して生活できる公的年金を求める陳情についての採択を求める陳情書についてですが、陳情趣旨の中で、委員からは、趣旨には賛成するが、ロシア、ウクライナ戦争などで世界経済が不安定な先行きでも積立金の利子を将来にわたって国民年金事業の運営に資してほしい。利子、配当金の活用で急激な株価変動を招くことなく、物価上昇に見合う基礎年金の底上げを実現してほしいとの意見がありました。

以上のことから、慎重審査の結果、全員異議なく採択すべきものと決定しました。

以上、社会産業常任委員長報告といたします。

○議長（中野勝正） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから陳情第10号を採決します。

この採決は起立によって行います。

陳情第10号に対する委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、陳情第10号は委員長報告のとおり採択されました。

◎議案第85号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第86号 出雲崎町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第87号 出雲崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（中野勝正） 日程第2、議案第85号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第3、議案第86号 出雲崎町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第4、議案第87号 出雲崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、以上議案3件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第85号から議案第87号につきまして関連がございますので、一括してご説明を申し上げます。

初めに、議案第85号につきましてご説明をいたします。このたびの条例改正は、令和6年人事院勧告並びに新潟県人事委員会勧告を踏まえ、一般職の職員の給与を改定するものです。一般職につきまして、初任給を含む若年層に重点を置いて給与月額を引き上げ、並びに期末手当及び勤勉手当を年間で0.05か月分引き上げるものです。これらの実施時期は、給料につきましては本年4月から、期末手当及び勤勉手当につきましては本年12月期から適用するものです。

次に、議案第86号につきましてご説明いたします。常勤の特別職の給与を改定するものです。このたび、常勤の特別職の給与につきまして、人事院勧告の指定職員の取扱いに準じて令和6年12月期から期末手当を0.05か月分引き上げる内容となっております。

次に、議案第87号につきましてご説明をいたします。会計年度任用職員の期末手当につきましては、近隣市町村の支給割合を踏まえ、人事院勧告の再任用職員の期末手当及び勤勉手当率の改定割合を合わせた0.05か月を期末手当の改定割合とするものです。

以上となります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（中野勝正） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（権田孝夫） 補足説明をさせていただきます。

定例会資料（その2）の1ページをご覧ください。町職員の給与改定は、人事院勧告及び新潟県人事委員会勧告を踏まえて行っております。

（1）の一般職の再任用職員以外につきましては、町長が説明したとおり、給料月額と期末手当及び勤勉手当を引き上げております。

なお、期末手当及び勤勉手当につきましては、今年度は12月期に0.05か月分を引き上げ、令和7年度からは6月期と12月期にそれぞれ0.025か月分を引き上げる内容となります。

（2）の再任用職員につきましても期末手当及び勤勉手当を引き上げるものであり、今年度は12月期に0.025か月分を引き上げ、令和7年度からは6月期と12月期にそれぞれ0.0125か月分を引き上げる内容となります。

2ページをご覧ください。（3）、特別職及び（4）の会計年度任用職員につきましては、期末手当を0.05か月分引き上げるものであります。

以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（中野勝正） これから質疑を行います。質疑の際は、最初に議案番号、議件名を申し添えてから質疑に入ってください。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第85号、議案第86号、議案第87号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第85号、議案第86号、議案第87号は委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。

最初に、議案第85号を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第86号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第87号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

最初に、議案第85号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第85号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第86号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第87号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

議案第89号 令和6年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について

議案第90号 令和6年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

議案第91号 令和6年度出雲崎町簡易水道事業会計補正予算（第3号）について

議案第92号 令和6年度出雲崎町下水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（中野勝正） 日程第5、議案第88号 令和6年度出雲崎町一般会計補正予算（第9号）について、日程第6、議案第89号 令和6年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、日程第7、議案第90号 令和6年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、日程第8、議案第91号 令和6年度出雲崎町簡易水道事業会計補正予算（第3号）について、日程第9、議案第92号 令和6年度出雲崎町下水道事業会計補正予算（第1号）について、以上議案5件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第88号から議案第92号につきまして、関連がございますので、一括してご説明を申し上げます。

各会計予算に共通して、議案第85号から議案第87号でご審議をいただきました職員の給与条例の改正に伴う人件費を補正しております。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（中野勝正） 補足説明がありましたら、これを許します。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（中野勝正） これから質疑を行います。質疑の際は、最初に議案番号、議件名を申し添えてから質疑に入ってください。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第88号、議案第89号、議案第90号、議案第91号、議案第92号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第88号、議案第89号、議案第90号、議案第91号、議案第92号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

最初に、議案第88号を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第89号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第90号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第91号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第92号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

最初に、議案第88号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第88号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第89号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第89号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第90号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第90号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第91号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第91号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第92号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第92号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

◎発委第5号 出雲崎町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（中野勝正） 日程第10、発委第5号 出雲崎町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員長、5番、宮下孝幸議員。

○議会運営委員長（宮下孝幸） ただいま上程されました発委第5号の出雲崎町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、その提案理由の説明をいたします。

このたびの条例の一部改正は、出雲崎町議会議員の期末手当の率を改定するものであり、さきに可決されました議案第86号の出雲崎町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正に準じ、出雲崎町議会議員の期末手当の率について、令和6年12月期から期末手当の率を

0.05か月分引き上げるものであります。

議員各位にはよろしくご審議賜り、ご賛同いただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（中野勝正） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発委第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発委第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、発委第5号は原案のとおり可決されました。

◎発委第6号 年金積立金を活用して安心して生活できる公的年金を求める意見書

○議長（中野勝正） 日程第11、発委第6号 年金積立金を活用して安心して生活できる公的年金を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

社会産業常任委員長、8番、島明日香議員。

○社会産業常任委員長（島 明日香） ただいま上程されました発委第6号 年金積立金を活用して安心して生活できる公的年金を求める意見書について提案理由を申し上げます。

今、年金受給者は物価高騰の下で苛酷な生活を強いられています。物価上昇を反映しない年金額改定ルールにより、2013年度から12年間で物価は11.3%上昇しましたが、年金額は3.5%しか上がらず、7.8%も実質的価値が目減りしました。

高齢者に支給される年金はほとんどが消費に回るため、年金減額による購買力の衰退が地域経済に大きく影響することも懸念されます。

今後、十数年間も厚生年金と国民年金との財政調整期間が続き、その間、給付水準も低下し続けることは、物価高騰に苦しむ年金受給者には生活困難な状況が続きます。

現在、年金積立金残高は約290兆円で、そのうち利子・配当金は45兆円であり、直近の基礎年金勘定の給付費で目減りする累計額は20年間で約7兆円で、利子・配当金の僅か15.6%にすぎません。

よって、厚生年金と国民年金との財政調整による調整期間一致による基礎年金の底上げの検討に加え、積立金の活用による厚生年金の調整期間終了に合わせて、基礎年金の調整期間終了の検討も要望するものです。

よろしくご審議の上、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中野勝正） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発委第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発委第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、発委第6号は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長（中野勝正） 日程第12、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。会議規則第128条の規定により、お手元に配付しましたとおり議員を派遣することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付しましたとおり議員を派遣することに決定しました。

◎委員会の閉会中継続審査及び継続調査の件

○議長（中野勝正） 日程第13、委員会の閉会中継続審査及び継続調査の件を議題とします。

総務文教常任委員長、社会産業常任委員長並びに議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（中野勝正） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第7回出雲崎町議会定例会を閉会とします。

（午前 9時53分）